

喫煙と法律 広報げろ 2019.7

喫煙と法律

7月1日から新しい法律が施行されます。「望まない受動喫煙」をなくすのが目的であり、そのために喫煙の権利を制限する法律でもあります。今まで日本には屋内での禁煙の義務を定めた法律はありませんでした。これはWHOの世界の受動喫煙規制状況についての調査では186か国中最低区分に属するということです。

国は東京オリンピック2020に向けて受動喫煙を防止するための法整備として健康増進法の一部を改正し、まず学校・病院・児童福祉施設等・市役所等行政機関での敷地内禁煙という、罰則付きの法律を策定し、本年7月1日より施行することとしました。いうまでもなくこの法律はタバコを吸わない人が上記の施設のどのような場所でもタバコの煙にさらされないようにするものです。国が認めている種類の加熱式タバコも敷地内では使用できないことになっています。

喫煙者に対しては、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができるとしています（特定屋外喫煙場所）。さらに、屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行うとしています。なお、特定屋外喫煙場所とは、「施設を利用するものが通常立ち入らない場所」に設置するものとし、その様な場所がない場合には、特定屋外喫煙場所を設けることはできません。

改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしています。すべての人に対して①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止。施設等の管理権原者等に対して③喫煙禁止場所での喫煙器具、設備等の設置禁止 ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないことなどです。

義務に違反する場合については、まずは管理権原者等が喫煙の中止等を求めます。改善が見られない場合都道府県知事等に通報します。都道府県知事等は「指導」を行うことにより対応します。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限って、罰則（過料）を適用することになっています。詳しくは厚生労働省ホームページ「受動喫煙対策」で確認できます。

ところで、タバコを吸うことは憲法で基本的人権の一つとして認められています(憲法13条基本的人権)。しかし、日本国憲法第12条・13条では「公共の福祉に反しない限り」とあり基本的人権と合わせて考えると、タバコを吸う権利はあるけれど、ほかの人の権利や自由を侵してまで保障されるものではなく、最高裁の判決では「あらゆる時、所において保障されなければならないものではない。」としています。喫煙の禁止は、煙草の愛好者に対しては相当の精神的苦痛を感じしめるとしても、それが人体に直接障害を与えるものではないからということなのです。

これを機会に禁煙をお勧めします。金山病院では禁煙外来を設けて禁煙希望者を積極的に支援しています。